

変更なし

- (2) 使用の部分  
なし

都市計画課

長野県告示第18号

宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)の規定に基づく行政処分について、同法第69条第1項及び同条第2項において準用する同法第16条の15第5項の規定により、公開の聴聞を次のとおり行います。

平成23年1月13日

長野県知事 阿部守一

- 1 日時  
平成23年1月25日(火) 午前10時
- 2 場所  
長野市大字南長野字幅下692番地2  
長野県庁 議会増築棟501号会議室
- 3 被聴聞者
  - (1) 商号  
株式会社東邦不動産プラザ
  - (2) 代表者氏名  
増子 清
  - (3) 主たる事務所の所在地  
長野市北石堂町1455番地
  - (4) 免許証番号  
長野県知事(3)4521号
  - (5) 免許年月日  
平成11年9月13日

建築指導課

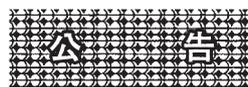
長野県上伊那地方事務所告示第1号

上伊那広域連合長から申請のあった規約の変更については、地方自治法(昭和22年法律第67号)第291条の3第1項の規定により、平成22年12月28日付けで許可しました。

平成23年1月13日

長野県上伊那地方事務所長 市川武二

市町村課



公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成23年1月13日

長野県知事 阿部守一

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
上田駅前ビルパレオ  
上田市天神1-1786-26
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所  
有限会社久保田薬局  
上田市天神1-8-1  
ほか11名
- 3 変更した事項
  - (1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者氏名  
(変更前)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
有限会社久保田薬局	久保田 礼 三	上田市天神1-8-1

ほか11名

(変更後)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
有限会社久保田薬局	尾 身 くみ子	上田市天神1-8-1

ほか11名

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに代表者氏名  
(変更前)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
有限会社久保田薬局	久保田 礼 三	上田市天神1-8-1
株式会社ナリス化粧品	村 岡 弘 義	大阪府大阪市福島区海老江1-11-17
株式会社ミモト	宮 本 幹 夫	上田市国分1250-6

ほか3名

(変更後)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
有限会社久保田薬局	尾 身 くみ子	上田市天神1-8-1

ほか3名

- 4 変更した年月日  
 有限会社久保田薬局の代表者の変更 平成21年3月17日  
 株式会社ナリス化粧品 の退店 平成22年9月16日  
 株式会社ミモトの退店 平成19年5月31日
- 5 届出年月日  
 平成22年12月22日
- 6 届出書の縦覧の場所  
 長野県商工労働部産業政策課又は長野県上小地方事務所商工観  
 光課
- 7 縦覧の期間  
 平成23年1月13日から平成23年5月13日まで
- 8 意見書の様式  
 長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日  
 付け12産振第137号)様式第8号による。
- 9 意見書の提出先  
 長野県商工労働部産業政策課又は長野県上小地方事務所商工観  
 光課

産業政策課

公告

平成23年1月6日、波田下の段土地改良区の定款変更を認可しました。

平成23年1月13日

長野県知事 阿部 守一

農地整備課

公告

木島平村大塚沖土地改良区の役員について、次のように就退任の届出がありました。

平成23年1月13日

長野県北信地方事務所長 窪田 修治

理事

新任

氏名 住所

- 丸山 勝敏 下高井郡木島平村大字往郷2811番地
- 小林 敏彦 下高井郡木島平村大字往郷6508番地3
- 嘉部 延夫 下高井郡木島平村大字往郷1008番地
- 滝沢 正和 下高井郡木島平村大字往郷1119番地
- 駒原 英樹 下高井郡木島平村大字往郷3688番地
- 芳川 幸一 下高井郡木島平村大字往郷1318番地12
- 湯本 隆幸 下高井郡木島平村大字往郷634番地7
- 小林 良友 下高井郡木島平村大字往郷3941番地
- 芳川 潤 下高井郡木島平村大字往郷5730番地

重任

氏名 住所

- 池田 好充 下高井郡木島平村大字往郷568番地

退任

氏名 住所

- 佐々木 富勇 下高井郡木島平村大字往郷596番地

- 佐藤 正市 下高井郡木島平村大字往郷2961番地
- 小池 喜雄 下高井郡木島平村大字往郷1187番地
- 小林 和男 下高井郡木島平村大字往郷1149番地1
- 大羽 健治 下高井郡木島平村大字往郷1407番地
- 田中 邦雄 下高井郡木島平村大字往郷1389番地
- 渡辺 伸夫 下高井郡木島平村大字往郷3100番地
- 山城 恵造 下高井郡木島平村大字往郷4270番地
- 芳川 晴彦 下高井郡木島平村大字穂高5673番地1

監事

新任

氏名 住所

- 小池 章夫 下高井郡木島平村大字往郷1141番地

重任

氏名 住所

- 高木 良男 下高井郡木島平村大字往郷2956番地1

退任

氏名 住所

- 市川 建治 下高井郡木島平村大字往郷576番地

農地整備課

公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成23年1月13日

長野県長野地方事務所長 小林 守夫

- 1(1) 許可番号 平成22年11月16日  
 長野県指令22建指第13-5号
- (2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
 上高井郡小布施町大字都住字立場426-3
- (3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
 長野市三才107-1ルクソール202 吉田 幸教
- 2(1) 許可番号 平成22年11月29日  
 長野県指令22建指第13-7号
- (2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
 須坂市大字野辺字鶴の春592-11
- (3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
 須坂市臥竜4-8-33-1パストラルD202 富澤 誠司

建築指導課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成23年1月13日

長野県教育委員会教育長 山口 利幸

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする役務  
 県立高等学校の高木枝落とし、せん定及び木廃材の処分等業務
- (2) 役務の特質  
 入札説明書及び仕様書のとおり

## (3) 履行期間

契約日から約70日間

## (4) 履行場所

仕様書に記載の各県立高等学校

## (5) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に、当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

## 2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がB以上に格付けされている者であること。
- (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 長野県内に本店又は支店若しくは営業所を有する者であること。
- (5) 過去に種類を同じくする業務を誠実に履行した実績を有する者であること。
- (6) その他仕様書に記載されている技術的要件を満たす者であること。

## 3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2  
長野県教育委員会事務局高校教育課総務係  
電話 026 (235) 7428

## 4 入札手続等

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札及び開札の日時及び場所  
日時 平成23年1月20日(木) 午後1時30分  
場所 長野県庁 8階教育委員会室
- (3) 郵送による入札の可否  
郵送による入札は、受け付けません。
- (4) 入札者に要求される事項  
この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成23年1月18日(火)午後5時までに上記3の場所に提出してください。この場合において、必要事項の確認のため照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。
- (5) 入札保証金  
政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当

する場合は、納付する必要はありません。

## (6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

## (7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

## (8) 契約書作成の要否

必要とします。

## (9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。

## 5 その他

- (1) この事業は、長野県緊急雇用創出基金を活用して実施する事業です。
- (2) 詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

高校教育課

## 公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成23年1月13日

長野県上田高等学校長 関 哲 夫

- 1 入札の目的  
建設工事の請負契約
- 2 工事名  
上田高等学校 特別活動施設防水改修工事
- 3 工事箇所名  
長野県上田高等学校
- 4 入札に参加する者に必要な資格  
次のいずれにも該当する者であることとします。
  - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
  - (2) 長野県建設工事入札参加資格を有する者のうち、次に掲げる要件をすべて満たしているものであること。
    - ア 建築一式工事について入札参加資格を付与されていること。
    - イ 資格総合点数が758点以下であること。
    - ウ 上小地方事務所管内に本店を有していること。
- 5 工期  
着手日から約50日間
- 6 支払条件
  - (1) 前金払  
原則として、1件の契約金額が100万円以上の工事等について、契約金額の4割の範囲内で前金払をします。
  - (2) 部分払  
原則として、1件の契約金額が50万円以上の工事等について、規則の規定による回数範囲内で部分払をします。
- 7 関係図書等の縦覧期間及び場所等  
建設工事請負契約書（案）、設計図書及び入札心得を、平成23

年1月13日(木)から平成23年1月26日(水)まで次の場所において縦覧に供します。

上田市大手1-4-32  
長野県上田高等学校  
電話 0268 (22) 0002

8 入札手続等

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札及び開札の日時及び場所  
ア 日時 平成23年1月26日(水) 午前10時  
イ 場所 長野県上田高等学校 会議室
- (3) 郵便入札の可否  
郵送による入札は、受け付けません。
- (4) 入札者に要求される事項  
この入札に参加を希望する者は、上記4に掲げる資格を有することを証する書類に経営事項審査結果通知書を添付して、平成23年1月21日(金)午後5時まで上記7の場所に提示し、確認を受けてください。この場合において、開札日の前日までに必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。
- (5) 低入札価格調査制度の適用  
低入札価格調査制度事務要領(平成13年5月8日13監技第47号)第2に規定する低入札価格調査制度の対象工事とし、同要領第3に規定する低入札価格調査基準価格の算定を適用します。

- (6) 入札保証金  
政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
- (7) 契約保証金  
政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
- (8) 入札の無効  
規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。
- (9) 契約書作成の要否  
必要とします。
- (10) 落札者の決定方法  
入札を行った者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。
- 9 その他  
詳細は、入札心得によります。

高校教育課

正 誤

平成22年12月16日付け長野県告示第726号「土地改良事業等補助金交付要綱の一部改正」中

ページ 行(箇所)  
22 表中

誤	農山漁村地域整備交付金(効果促進事業)	農山漁村地域整備計画の目標を達成するため、基幹事業と一体となってその効果を一層高めるために必要な事業	同上	10分の5以内	同上
正	農山漁村地域整備交付金(効果促進事業)	農山漁村地域整備計画の目標を達成するため、基幹事業と一体となってその効果を一層高めるために必要な事業	同上	10分の5以内	

農地整備課